

平成 28 年 7 月 15 日
福島県生活拠点課

東日本大震災に係る仮設・借上げ住宅の供与期間の延長について

避難指示区域等からの避難者に係る仮設・借上げ住宅の供与期間を、平成 30 年 3 月末まで更に 1 年間延長する。

1 延長の理由

避難指示の解除の見通しや、復興公営住宅の整備、自宅の建築・修繕等住居の確保の状況を踏まえ、更に 1 年延長が必要と判断。

2 対象市町村・区域（10市町村）

檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域
南相馬市の避難指示区域及び旧避難指示区域（H28. 7. 12解除）
川俣町の避難指示区域
川内村大字下川内字貝ノ坂及び字荻の全ての区域（H28. 6. 14解除）

※その他の市町村・区域については、平成 29 年 3 月末で供与期間終了。
ただし、以下の 5 市町において、地震・津波による被害を受け、工期等の関係で平成 29 年 3 月末までに住居確保ができない特別の事情がある場合、対象者を特定して平成 30 年 3 月末まで延長する（特定延長）。

いわき市、相馬市、南相馬市（上記区域を除く）、広野町、新地町

3 平成 30 年 4 月以降の延長方針

(1) 檜葉町

平成 30 年 3 月末をもって終了とする。
ただし、自宅建築・修繕等、住居確保の状況を踏まえ、個別に延長することを検討する（特定延長）。

(2) その他の市町村（9市町村）

避難指示の解除の見通しや、解除後の住居確保の状況などを見据えながら、今後判断する。

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域
南相馬市の避難指示区域及び旧避難指示区域（H28. 7. 12解除）
川俣町の避難指示区域
川内村大字下川内字貝ノ坂及び字荻の全ての区域（H28. 6. 14解除）